

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 介護老人保健施設 西美濃さくら苑（短期入所）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設西美濃さくら苑（以下「当施設」という。）は、障害支援区分及び障害児支援区分が区分1以上と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の趣旨に従って、一定の期間、指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が障害福祉サービス（短期入所）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1別紙2及び別紙3の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者のサービス利用計画にかかわらず、本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者のサービス利用計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく指定短期入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が障害支援区分において自立と認定された場合
- ② 利用者のサービス利用計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な指定短期入所の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく指定短期入所の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

<支払い方法>

原則金融機関の口座振替でお願いします。所定の「口座振替依頼書」（4枚複写）を記入していただき、切り離さずに当施設の事務室（1階）へ提出して下さい。口座振替日は、毎月27日です。なお、利用後最初の請求日までには口座振替の手続きがお済でない場合は、窓口での支払い若しくは金融機関での振込みとなります。但し、金融機関での振込みの場合は手数料がかかりますのでご了承下さい。

（取扱可能な口座振替金融機関については、別途説明します。）

（記録）

第6条 当施設は、利用者の指定短期入所の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持）

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 指定障害福祉サービスの利用のための市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 障害福祉サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における指定短期入所での対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第10条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する指定短期入所に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

支援相談員：鬼頭・中村

電話番号：0585（45）9631／（45）0263／（45）0264

（利用者様のお住いの市町村の障害福祉担当窓口にも施設に関する苦情、相談窓口があります。）

(賠償責任)

第11条 指定短期入所の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、障害者総合支援法その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

指定短期入所について

◇障害福祉サービス受給者証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の障害福祉サービス受給者証を確認させていただきます。

◇指定短期入所のケアサービス

指定短期入所は、利用者の家庭等での生活を継続させるために立案されたサービス利用計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護サービス計画書（短期入所）が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇ 医 療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要支援者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇ 介 護：

利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他必要な保護を適切かつ効果的に行います。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

◇ 療 養 室：個室

◇ 食 事：

朝 食 8時00分～

昼 食 12時00分～

夕 食 18時00分～

*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

◇ 入 浴：

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

◇ 美 容：

月2回程度、美容サービスを実施します。

*美容サービスは、別途料金をいただきます。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

※ なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。
(電話番号0585-45-9631)

介護老人保健施設西美濃さくら苑のご案内

(平成30年9月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設西美濃さくら苑
- ・開設年月日 平成9年4月22日
- ・所在地 揖斐郡池田町田中5番地の1
- ・電話番号 0585-45-9631
- ・FAX番号 0585-45-0262
- ・管理者名 高井 輝雄
- ・指定番号 介護保険(2152680076号)
障害福祉(2112600388号)

(2) 介護老人保健施設西美濃さくら苑の運営方針

- ①明るく健康的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- ②介護サービス計画(短期入所)に基づいて、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- ③利用者の立場に立った思いやりと、きめ細かく満足度の高いサービスを提供するとともに、その人らしい生き方を支援する。
- ④利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

職種	人員	業務内容
・常勤医師(管理者・施設長)	1名	職員の管理、指定短期入所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
・非常勤医師	2名	診療等医学的業務を行う。
・看護師 右人員のうち非常勤職員は5名	20名	看護業務を行う。
・介護職員 右人員のうち非常勤職員は7名	54名	介護業務を行う。
・支援相談員 右人員のうち兼務職員は2名	4名	支援相談業務を行う。
・理学療法士	3名	機能回復訓練業務を行う。

・作業療法士 右人員のうち非常勤職員は1名	6名	機能回復訓練業務を行う。
・言語聴覚士 右人員のうち非常勤職員は1名	1名	機能回復訓練業務を行う。
・栄養士	1名	栄養管理業務を行う。
・薬剤師 右人員のうち非常勤職員は3名	3名	服薬指導業務を行う。
・運転手 右人員のうち非常勤職員は4名	4名	送迎運転業務を行う。
・事務職員 右人員のうち非常勤職員は1名	6名	必要な事務を行う。
・洗濯職員	1名	洗濯業務を行う。
・清掃職員	1名	清掃業務を行う。

(4) 入所定員

事業所の利用者の定員は、2名とする。

2. サービス内容

- ① 介護サービス計画（短期入所）の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 美容サービス（月2回程度実施します。）

⑨ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金（別紙「短期入所サービス費 利用料」のとおりです。）

(1) 基本料金

- ① 施設利用料（障害支援区分等によって利用料が異なります。）
- ② 光熱水費
- ③ 食費

※②、③については、各々の介護老人保健施設によって、金額が設定されています。
ただし、所得に応じて軽減措置を受けられる場合があります。

(2) その他の料金（各々の介護老人保健施設によって、金額が設定されています。）

(3) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

☆名 称	医療法人社団橘会新生病院
住 所	揖斐郡池田町本郷1551-1
電 話	0585-45-3161
☆名 称	大垣市民病院
住 所	大垣市南瀬町4-86
電 話	0584-81-3341

※ 指定短期入所の利用の方は、普段かかっておられる医療機関と連携致します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会
- ・外出
- ・飲酒、喫煙、火気の取扱い
- ・設備、備品の利用
- ・所持品、備品等の持ち込み、金銭、貴重品の管理
- ・外出時等の施設外での受診
- ・宗教活動、ペットの持ち込み
- ・洗濯
- ・要望、苦情
- ・事故対策
- ・その他

(上記留意事項については別紙「施設利用に当たっての留意事項」にて説明します。)

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、避難器具、防火用水 他
- ・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護・診療情報の提供および 個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

介護・診療情報の提供

- ご自身の症状やケアについて質問あるいは不安を感じられることがある場合は、遠慮なく医師、看護師または支援相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別な手続きは必要ありません。

介護・診療情報の開示

- ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく医師または師長に開示をお申し出ください。この場合には、開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- 当施設が保有する介護・診療記録等が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができますので、職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

- 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別紙に記載します。
- 当施設は医師臨床研修施設および介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医および介護・リハビリ職等の実習生が、診療、看護、介護、リハビリなどに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

- 電話や面会者による「入所の有無」に関する問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。なお、基本的にご本人の心身の状態につきましては、電話での回答はいたしません。
- 面会希望者が来苑されても、面会を断って欲しい場合には、お申し出下さい。
- 居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいと考えます。
- お申し出をされたご希望は、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

相談窓口

- ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。
個人情報保護相談窓口 事務室（1階）

個人情報利用目的

介護老人保健施設西美濃さくら苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1. 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 介護老人保健施設内部での利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供するサービス
- ② 介護給付事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ア 入退所等の管理
 - イ 会計・経理
 - ウ 事故等の報告
 - エ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ア 利用者に障害福祉サービスを提供する他の障害福祉サービス事業者や特定相談支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - イ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ウ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - エ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護給付事務のうち
 - ア 金融機関への利用料口座振替
 - イ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ウ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

(1) 当施設の内部での利用に係る利用目的

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - ア 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - イ 当施設において行われる医師臨床研修医及び学生の実習への協力
 - ウ 当施設において行われる事例研究

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

平成30年4月1日

医療法人社団橋会

介護老人保健施設西美濃さくら苑

管理者 高井 輝雄